

始良市加治木・蒲生総合支所庁舎建設基本計画策定等支援業務委託仕様書(案)

1 業務名

始良市加治木・蒲生総合支所庁舎建設基本計画策定等支援業務委託

2 履行場所

始良市 地内

3 履行期間

契約締結の日の翌日から 2020 年 8 月 31 日（月）まで

4 業務の目的

本業務は、加治木庁舎及び蒲生庁舎（以下「市庁舎」という。）の建設に当たって、関係する市の上位計画を踏まえ、それぞれの地域性や市庁舎の現状把握及び分析を行い、市民ワークショップ等で得られた意見等も参考にしながら、必要となる機能や規模、建設計画に関する考え方等の検討を行い、市庁舎の基本設計に反映すべき事項等に関する方針を示すための基本計画の策定を総合的に支援することを目的とする。

5 業務内容

業務内容の実施期間の目安としては、(1)から(10)までを 2020 年 3 月 31 日までとし、(11)以降の業務を、契約締結履行期間までとする。

(1) 現状の把握・分析

- ア 現在の市庁舎及び周辺の公共施設
- イ 市庁舎周辺の交通環境等
- ウ 上位計画やその他の計画との関連性
- エ 基本計画の策定にあたって、参考となる先進事例の収集・照会
- オ その他、計画策定に必要とされるもの。

(2) 課題整理

上記ア、イ等を踏まえ、問題点を抽出した上で、本市が持つ特性や市民ニーズを把握し、課題の整理を行う。

(3) 総合支所庁舎に複合される機能の検討

始良市複合新庁舎建設基本構想に基づき、地域防災拠点及び、まちづくりの拠点として求められる機能について、上記(2)を踏まえ、機能同士の相乗効果や行政機能との連携等を、検討する。

(4) 建築計画の検討

- ア 必要となるおおよその面積を整理し、施設規模を検討する。
- イ 屋内空間と屋外のつながりがある配置計画を検討する。

- ウ 行政機能とまちづくりの拠点機能の効果的な配置を検討する。
- (5) 公民連携の検討
 - 民間活力も視野に入れた施設整備手法を検討する。また、民間事業者への意向を把握するための手法についても検討する。
- (6) 適切な事業方式に基づく事業スケジュールの検討
 - ア 今後の全体スケジュールを検討すること。
 - イ 今後の必要業務の詳細について検討すること。
- (7) ライフサイクルコストの検討
 - ア イニシャルコストの検討
 - 建築工事費（建築設備を含む。）、電算工事費、什器・備品の購入、移転費、外構費等を略算法により算出し、検討すること。
 - イ ランニングコストの算出
 - 運用費、修繕費、保全費、一般管理費等を略算法等により算出すること。
 - ウ 全国の同種事例におけるイニシャルコストを比較、検討すること。
- (8) 財源等の検討
 - ア 財源について整理すること。
 - イ 活用可能な補助金等について検討すること。
- (9) 会議等への支援
 - ア それぞれの地区の市民ワークショップへの支援
 - 資料作成及び企画・運営（開催は3回程度、事前打合せを各1回想定）
 - イ それぞれの地区の地域懇話会（外部）への支援
 - 資料作成及び説明等（開催は3回程度、事前打合せを各1回想定）
 - ウ 複合新庁舎建設検討委員会（外部）への支援
 - 資料作成等（開催は3回程度、事前打合せを各1回想定）
- (10) 提出書類及び納品等
 - ア 業務報告書 1部
 - イ 基本計画書
 - (ア) 加治木総合支所庁舎建設に係る基本計画 1部
 - (イ) 蒲生総合支所庁舎建設に係る基本計画 1部
- (11) 民間事業者への意向調査支援
 - ア 実施にあたっての要件整理などの支援
 - イ 結果を踏まえた事業手法及びスケジュールの検討
 - ウ 実施結果報告書の作成支援
- (12) 設計事業者選定に係る設計と条件の整理
 - 基本計画及び上記アの結果を踏まえた設計者選定に係る条件の整理を行う。
- (13) 提出書類及び納品等
 - ア 民間事業者への意向調査実施結果報告書 1部

6 提出書類及び納品等についての共通事項

(1) 成果品に係る著作権等

ア 受託者は、策定支援業務に係る成果品、資料等の所有権及び著作権は全て成果品の引渡し時に委託者に譲渡するものとする。

イ 受託者は、委託者の承諾を得ることなく成果品等の内容を公表してはならない。

ウ 受託者は、著作権法第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

エ 受託者は、委託者に引き渡した成果品の全てについて第三者の有する著作権等を侵害するものではないことを保証するとともに、第三者の有する著作権等を侵害した場合は、その損害を補償し、必要な措置を講じなければならない。

オ 受託者は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産を使用するときは、その使用に関する責任を負わなければならない。

カ 受託者は、契約期間満了後であっても、納入した成果物に遺漏等が発見された場合は、全て受託者の責任において速やかに訂正等を行うものとする。

(2) 電子納品

納品物等は、データを次に掲げる形式で電子媒体に保存し、提出すること。また、製本可能な状態の体裁をPDF形式に整理・変換したファイルも合わせて提出すること。

ア 文書及び表

Microsoft Office Word、Excel 及びPower Point 形式

イ 表及びグラフ

Microsoft Office Word、Excel 及びPower Point 形式

ウ 写真

Jpeg 形式

エ 図面

Jww 形式、DXF 形式、SFC 形式

オ イラスト等画像

EPS 形式、Ai 形式

(3) 電子媒体

CD-R 又はDVD-R